

議案第4号

平成23年度北本市公共下水道事業特別会計予算

平成23年度北本市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,362,700千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成23年2月21日 提出

北本市長 石津賢治

歳入 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金	1 分担金	35,044
	2 負担金	35,000
2 使用料及び手数料	1 使用料	540,187
	2 手数料	103
3 国庫支出金	1 国庫補助金	20,000
4 財産収入	1 国庫補助金	20,000
4 財産収入	1 財産運用収入	1
	1 財産運用収入	1
5 寄附金	1 寄附金	1
	1 寄附金	1
6 繰入金	1 他会計繰入金	367,666
	2 基金繰入金	367,114
6 繰入金	2 基金繰入金	552
	2 基金繰入金	552
7 繰越金	1 繰越金	10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入	1 繰越金	10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入	1 延滞金及び過料	30,201
	2 貸付金元利収入	1
	2 貸付金元利収入	200

款	項	金額
9 市債	3 雜入	30,000
	1 市債	359,600
歲 入	合 計	1,362,700

(単位 千円)

歳 出	款	項	金	額
1 総務費				64,676
		1 総務管理費		64,676
2 事業費				632,592
		1 事業費		632,592
3 基金積立金				2
		1 基金積立金		2
4 公債費				664,430
		1 公債費		664,430
5 予備費				1,000
		1 予備費		1,000
歳	出	合	計	1,362,700

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
北本市水洗便所改造資金融資あっせん制度に係る金融機関に対する 損失補償	平成 2 3 年度	元金及びこの利子について償還されない額	
(2 3 年度事業分)	—		
	平成 2 7 年度		

(単位 千円)

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	157,300	普通 借 行 証 又 は 発 行 券	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行そ の他の場合にはその債権者と協定する。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えること ができる。
流域下水道事業	34,100	同 上	同 上	同 上
資本費平準化債 (公共下水道事業)	161,200	同 上	同 上	同 上
資本費平準化債 (流域下水道事業)	7,000	同 上	同 上	同 上
合 計	359,600			

(単位 千円)